

平成28年度上半期の業績ハイライト

ポイント

- 地域のお客さまから多くのご信頼をいただき、預金は7期、貸出金は3期連続して増加しました。
- 厳しい経済環境のもとでの活動でしたが、前年を上回る利益を計上することができました。
- 自己資本比率10.05%となり、国内基準（4%）を大きく上回っております。

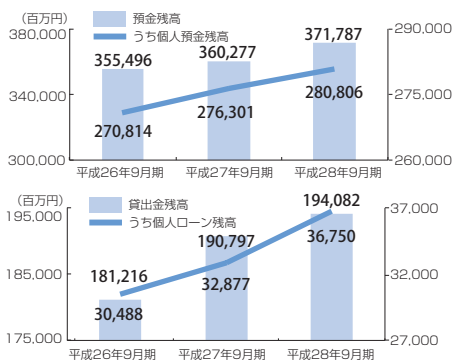
預貸金の状況

預金につきましては、7期連続して増加となり、前年同月比で115億10百万円増の3,717億87百万円となりました。

地域のお客さまからの信頼と信用のバロメーターである個人預金については、前年同月比で45億5百万円増加し2,808億6百万円となりました。

貸出金につきましては、資金需要が低迷する中ではありましたが、地域の皆さまのニーズにきめ細かく対応した結果、前年同月比で32億85百万円増加し、1,940億82百万円となりました。

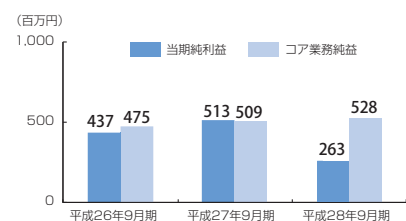
個人ローンの残高も前年同月比で38億73百万円増加し、367億50百万円となりました。



収支の状況

収益面につきましては、個人ローン等の推進により貸出金利息が前年同月比で増加しました。しかし全体としては、マイナス金利の影響による運用利回りの低下等により、低調に推移しました。

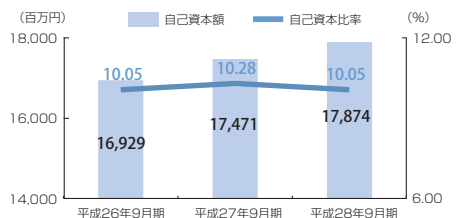
その結果、28年9月期の中間純利益は2億63百万円を計上することが出来ましたが、前年同月比で2億50百万円の減少となりました。



自己資本の状況

組合員の皆さまからの出資金や当期純利益の積み上げなどにより、自己資本額は178億74百万円となりました。

これにより、自己資本比率は10.05%となり、前年同月比0.23ポイント低下しましたが、国内基準である4%の比率を大きく上回る水準を維持しており、高い健全性を確保しております。



用語説明

コア業務純益

コア業務純益とは、一般企業の営業利益に該当する「業務純益」から一時的な変動要因を控除したもので、金融機関本来業務の収益力をより反映したものです。

$$\text{コア業務純益} = \text{業務純益} - \text{債券関係損益} + \text{一般貸倒引当金繰入}$$

自己資本比率

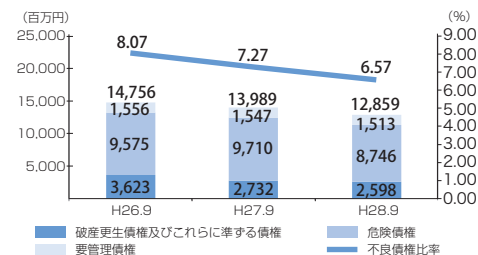
自己資本比率は、金融機関の健全性を示す重要な指標であり、貸出金や有価証券等のリスク資産（リスク・アセット）に対する出資金や内部留保、引当金等の自己資本の占める割合を示す数値です。国内のみで業務を行う金融機関は4%以上の水準を維持することが求められております。

経営の健全性

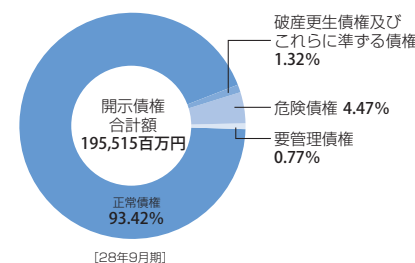
当組合では、お取引先の財務内容や経営状況等をもとに区分する資産の自己査定を行っており、この厳格な査定の実施により、貸倒損失に備えた適正な引当金等を計上し、十分な保全を行っております。

なお、要管理債権(3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)については、正常債権よりリスクは高く、その管理に注意を要するものですが、全てが回収不能債権となるものではなく、当組合による改善支援とお取引先の自助努力により、経営改善が図られるよう積極的な取り組みを行っております。

金融再生法上の不良債権額と不良債権比率の推移



金融再生法上の開示債権構成比



金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位: 百万円, %)

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	H27年9月期	2,732	2,041	690	2,732	100.00
	H28年9月期	2,598	1,943	655	2,598	100.00
危険債権	H27年9月期	9,710	3,824	2,514	6,339	65.28
	H28年9月期	8,746	3,564	2,292	5,857	66.97
要管理債権	H27年9月期	1,547	493	139	632	40.91
	H28年9月期	1,513	504	17	522	34.51
不良債権計	H27年9月期	13,989	6,360	3,343	9,704	69.37
	H28年9月期	12,859	6,012	2,965	8,978	69.82
正常債権	H27年9月期	178,222	-	-	-	-
	H28年9月期	182,656	-	-	-	-
合計	H27年9月期	192,212	-	-	-	-
	H28年9月期	195,515	-	-	-	-

※平成27年及び平成28年9月期の金融再生法による開示債権は、同年3月期の債務者区分ベースに簡易自己査定を実施し、新たに発生した倒産先、競売等による不動産の処分可能見込額の変更等を反映のうえ開示しております。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しております。お取引先の財務内容や経営状況等をもとに区分する資産の査定を行っており、この厳格な資産の自己査定の実施により、貸倒損失に備えた適正な引当金等を計上し、十分な保全を行っております。

なお、要管理債権(3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)については、正常債権よりリスクは高く、その管理に注意を要するものですが、全てが回収不能債権となるものではなく、当組合による改善支援とお取引先の自助努力により、経営改善が図られるよう積極的な取り組みを行っております。

用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)です。

危険債権

債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

正常債権

債務者の財政状況及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。